

「交通安全講習業務の委託法人に係る公安委員会の認定基準」

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定された見出しの公安委員会の認定基準については、次のとおりです。

第1 公安委員会の認定基準

- 1 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するもの
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次の(1)から(7)のいずれにも該当する者がいないこと。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第117条の2の2第12号又は愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号)第12条第3項の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (7) 心身の障害により委託業務を適正に行うことができない者
- 3 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織、能力及び経理的な基礎を有すること。
 - (1) 委託業務を行う主たる事務所が愛知県内に置かれていること。
 - (2) 委託業務に従事する職員が直接的な雇用関係にあり、かつ、原則として職員を業務に専従させることができること。

ただし、一部の者については、業務を兼業することも可能とするが、兼業者について明示をし、委託業務に従事する必要がないことが明らかな場合に限り兼業することができる。
 - (3) 業務を適正に管理するため、道路の交通に関する業務における管理的及び監督的地位に3年以上あつた者を統括責任者として選任できること。
 - (4) 講習における指導に必要な能力を有するものとして、次のアからキのいずれにも該当する者を講習の業務を行うために必要な数以上を配置できること。
 - ア 25歳以上の者
 - イ 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けており、その運転経歴が3年以上ある者
 - ウ 運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、高齢者講習指導員、違反者講習指導員又は停止処分者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過している者
 - エ 過去3年以内に運転免許証の取消し又は免許の効力の停止処分を受けたことがない

者

オ 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

- (ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導（道路交通法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。）に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上の者
- (イ) 公安委員会が運転適性に関する業務に関し(ア)に掲げる者と同等以上の技能・知識及び経験を有すると次のいずれかで認める者
 - a 取消処分者講習専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員として経験がある者又は中堅運転適性検査指導者専科を修了し、運転適性指導に関する業務に従事した経験がある者
 - b 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けているが、運転適性検査に関する業務に従事した経験がおおむね1年に満たない者で、公安委員会が行う所用の講習を受けた者

カ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者

- (ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (イ) 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (ウ) 白バイ若しくは交通用パトカーの乗務員又は警ら用無線自動車の乗務員としての経験が3年以上、かつ警察官としての在職年数が5年以上ある者
- (エ) 運転免許試験場等で技能試験官としての経験が2年以上ある者
- (オ) 警察庁が実施する取消処分者講習指導員専科を修了し、取消処分者講習の講習指導員としての経験がある者
- (カ) 自動車安全運転センターが実施する取消処分者講習指導員研修、取消処分者講習指導員(警察)研修、運転適性講習指導員研修、違反者・停止処分者講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修における研修指導員としての経験がある者

キ 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は自動車安全運転センターが実施する次の(ア)から(ウ)のいずれかの講習を終了した者

- (ア) 新任運転適性指導員研修
- (イ) 運転適性講習指導員研修
- (ウ) 違反者・停止処分者講習指導員研修

- (5) 業務に従事する者に急な欠員、欠勤が生じた場合、その補填が確実にできるなど、講習業務の継続的な処理が可能な人員配置が確保できる適切な組織体制が整備されていること。
- (6) 業務に関する知識・能力向上のための定期的な指導教育や研修会等による教育体制が整備されていること。
- (7) 愛知県個人情報保護条例第12条第2項及び第3項に規定する個人情報保護のための必要な措置、漏洩防止等の適切な管理ができること。
- (8) 法人税、消費税及び県税並びに社会保険料（健康保険（政府が保険者であるものに限る。））、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険にかかる保険料）を滞納していないことなど、経営の健全性が確保されていること。

第2 事前提出書類

1 第1の1関係

- (1) 定款及び履歴事項全部証明書又はこれに準ずる書類
- (2) 安全運転管理者証又は運行管理者証の写し、若しくは自動車の運転管理経歴書（運転管理期間2年以上）

2 第1の2関係

- (1) 役員及び従事者名簿（様式第1）

現に雇用されている者であり、次のア及びイの書類を添付すること。

ア 身分証明書、身元証明書等（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証明するもの）

イ 現住所を表記する公的書面の写し

例 住民票、運転免許証等

- (2) 代表者の誓約書（様式第2）

3 第1の3の(2)関係

雇用者名簿等（現に従事者を雇用していることが分かるもの）

4 第1の3の(3)関係

当該総括責任者の基準を充足することを示す履歴書、辞令書その他これに準ずる書類

5 第1の3の(4)関係

講習指導員として従事する予定の者は、講習指導員申請書（様式第3）に次の書類を添付すること。

ア 運転記録証明書

イ 運転免許証の写し

ウ 履歴書（特に運転免許事務関係、交通指導取締関係、道路交通法に規定する講習指導員関係の経験がある者はその期間を記載）

エ 自動車安全運転センターの各種研修の終了証の写し

オ その他第1の3の(4)のオ、カ及びキを充足していることを示す書類又はその写し

6 第1の3の(6)関係

従事者に対する指導教育や研修会等の体制が整備されていることを示す就業規則等の写し

7 第1の3の(7)関係

個人情報の保護、漏洩防止について定めている社内規則等の写し

8 第1の3の(8)関係

- (1) 法人税、地方税、消費税及び社会保険料を納付していることを証明する書類の写し

- (2) 財務諸表（前年度の収入が記載されているもの）又は決算書（貸借対照表、損益決算書及び余剰金処分計算書）の写し

- (3) 愛知県が発行する「入札参加資格・審査状況確認書」の写し

9 提出した書類の措置

提出した書類は、返還しない。

第3 業務説明等

第2関係の事前提出書類の受付及び提出期限、当該業務内容等は、当該業務の入札公示による。

第4 問い合わせ先

愛知県警察本部交通部運転免許課

運転者講習係

電話番号 052(951)1611 内線 781-261・263

様式第 1

役員及び従事者名簿

(ふりがな) 法 人 名 称				
所 在 地				
番 号	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所	役職等
1		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

備考 1 続紙は、法人名称及び所在地の記載を必要としない。

2 氏名の記載は、法人役員から従事者の順、かつアイウエオ順とする。

3 役職等の欄は、法人役員は役職名、従事者のうち講習指導員は「講師」を記載する。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

誓約書

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち次の1から7のいずれにも該当する者がいないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 道路交通法(昭和35年法律第105号)第117条の2の2第12号又は愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号)第12条第3項の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 7 心身の障害により委託業務を適正に行うことができない者

愛知県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事務所の所在地）

（法人名称）

（代表者氏名）

講習指導員申請書

年 月 日

愛 知 県 公 安 委 員 会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

写 真

縦 3 × 横 2.4cm

申請に伴う添付書類

運転記録証明書	
自動車運転免許証の写し	
履歴書(特に運転免許事務関係、交通指導取締関係、道路交通法に規定する講習指導員関係の経験期間)	
自動車安全運転センターの各種研修の終了証がある者はその写し	
その他交通安全講習業務の委託法人に係る公安委員会の認定基準の第 1 の 3 の (4) のオ、カ及びキを充足していることを示す書類又はその写し	